

# 入札公告

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。なお、本入札は、総合評価落札方式により執行する。

令和6年1月15日

上三川町長 星野光利

## 1 入札対象工事

工 事 名	学校給食センター食缶洗浄機改修工事（工R5-050）
工 事 場 所	上三川町大字西蓼沼730番地5
工 期	令和6年9月13日限り
工 事 概 要	機械設備工事（食缶洗浄機1基更新） 1式
予 定 価 格	33,320,000円（消費税相当額を除いた額）

## 2 入札に参加できる者に必要な資格要件

上三川町から令和5・6年建設工事入札参加資格を受けている者で、開札日当日において下記の要件を満たしていること。

入 札 参 加 形 態	単体
業 種	機械器具設置工事
対 象 ラ ン ク 及 び 総 合 評 点	A級 ただし町外業者については令和5・6年度上三川町入札参加資格審査申請時の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の機械器具設置工事における総合評点(P)が700点以上であること。
建 設 業 許 可	特定又は一般
地 域 要 件	町内又は宇都宮市内に、建設業法(昭和24年法律第100号)第4条に基づき設置された本店があること。
配 置 技 術 者	建設業法の規定に基づき、本工事に対応する技術者を専任で配置できること。
現 場 代 理 人	他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。 (本工事の技術者との兼務は可)
そ の 他	本入札は総合評価落札方式で実施する。 低入札価格調査制度に失格基準価格を設定する。  本工事に係る設計業務等の受託者である「（株）池澤設計」と、資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

### 3 入札日程等

参加申請書 受付期限	令和6年2月2日(金) 午後5時00分	参加申請方法：電子入札システムより行う ※参加申請までに上三川町電子入札システムの利用者登録をすませること。
設計図書等の閲覧	本公告日から	上三川町ホームページから閲覧 <a href="https://www.town.kaminokawa.lg.jp">https://www.town.kaminokawa.lg.jp</a>
設計図書等に関する 質疑	提出期限： 令和6年2月2日(金) 午前10時00分	提出方法：電子メールによる 提出先：建築課建築係 <a href="mailto:kenchiku01@town.kaminokawa.lg.jp">kenchiku01@town.kaminokawa.lg.jp</a> 質疑のない場合でも必ず質疑書を提出 質疑書の指定様式は、町ホームページからダウンロードする
設計図書等に関する 質疑回答日	令和6年2月7日(水)	回答方法：電子メールにより全ての入札参加者に回答を送付（質疑書未提出者を除く）
入札方法	電子入札	
評価項目算定資料 受付期間及び送付先	令和6年2月2日(金)から 令和6年2月16日(金) まで（※必着）	提出方法：電子入札システムより提出 又は郵送・宅配便（持参は受け付けない） 提出場所：〒329-0696 河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地 上三川町役場 総務課 管財係
入札期限	令和6年2月7日(水)午前8時30分から令和6年2月21日(水)午前12時00分まで	
価格以外の評価項目 及び配点	「価格以外の評価点の算定方法」のとおり	
価格以外の評価点 の公表	令和6年2月21日(水)入札者それぞれに通知する。価格以外の評価に疑義があるときは、文書により照会することができる。 落札者決定後に全ての入札者の評価点を公表する。	
価格以外の評価点 の疑義照会期間	提出期限：令和6年2月26日(月) 午後5時00分まで 提出方法：持参又は電子メール 提出場所：上三川町総務課（2階） （メールアドレス） <a href="mailto:kanzai01@town.kaminokawa.lg.jp">kanzai01@town.kaminokawa.lg.jp</a>	
価格以外の評価点 の修正公開日	疑義があった場合、審議した結果を 令和6年3月4日(月) 通知する。	
開札日時	令和6年3月1日(金) 午前 9時00分	
低入札価格調査制度	適用（失格基準価格：有 ・ ダンピング受注工事対策：有）	
開札立会人	立会は要しない	
確認書類提出日	提出を求められた日から 起算して2日以内 （町の休日を除く）	提出場所：上三川町総務課（2階）
参加資格の可否	確認書類が提出されてから起算して2日以内（町の休日を除く）に通知	

### 4 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	納付
支払条件	前金払：有（本工事は継続費に係る契約となるため、発注者と受注者との間で締結する「上三川町建設工事請負契約に基づく協定書」に定める各会計年度ごとの出来高予定に応じた金額を請求することができる。ただし、本工事については、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて請求することができる。） 中間前金払：有（ただし、部分払を行った後は、中間前払金の支払を請求することはできない。） 部分払：有

## 5 その他

- (1) 別紙「上三川町事後審査型条件付き一般競争入札共通事項」（総合評価落札方式）（電子入札）  
に示すとおりとする。
- (2) 開札日と同じ工事では、分割発注したものを除き、配置予定技術者を重複して申請することはできない。

## 6 照会先

（公告の内容）	総務課	管財係	TEL 0 2 8 5 - 5 6 - 9 1 1 4
（工事の内容）	建築課	建築係	TEL 0 2 8 5 - 5 6 - 9 1 4 8